

令和8年1月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

## 資料目次

### (議案第2号)

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例 の一部改正に伴う新旧対照表	1
---	---

### (議案第3号)

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する規則 の一部改正に伴う新旧対照表	4
---	---

### (議案第4号)

第3期久喜市教育振興基本計画 令和8(2026)年度 実施計画(案)〔修正等箇所新旧対照表〕	5
---	---

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）																												
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次条第1号で定める校務を分掌する市費負担教職員の義務教育等教員特別手当の月額は、当該各号に定める額に3,000円を加算した額とする。</p> <p>(校務類型)</p> <p>第16条の2 義務教育等教員特別手当は、次の各号に掲げる校務の種類に応じて支給する。</p> <p>(1) 学級(特別支援学級を除く。)を担任する業務</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の校務</p> <p>別表第2(第16条関係)</p> <p>義務教育等教員特別手当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>月額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から4まで</td><td>1,400</td></tr> <tr> <td>5から8まで</td><td>1,600</td></tr> <tr> <td>9から12まで</td><td>1,700</td></tr> <tr> <td>13から16まで</td><td>1,700</td></tr> <tr> <td>17から20まで</td><td>1,800</td></tr> <tr> <td>21から24まで</td><td>1,900</td></tr> </tbody> </table>	号給	月額(円)	1から4まで	1,400	5から8まで	1,600	9から12まで	1,700	13から16まで	1,700	17から20まで	1,800	21から24まで	1,900	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第2(第16条関係)</p> <p>義務教育等教員特別手当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>月額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から4まで</td><td>2,100</td></tr> <tr> <td>5から8まで</td><td>2,300</td></tr> <tr> <td>9から12まで</td><td>2,400</td></tr> <tr> <td>13から16まで</td><td>2,500</td></tr> <tr> <td>17から20まで</td><td>2,600</td></tr> <tr> <td>21から24まで</td><td>2,800</td></tr> </tbody> </table>	号給	月額(円)	1から4まで	2,100	5から8まで	2,300	9から12まで	2,400	13から16まで	2,500	17から20まで	2,600	21から24まで	2,800
号給	月額(円)																												
1から4まで	1,400																												
5から8まで	1,600																												
9から12まで	1,700																												
13から16まで	1,700																												
17から20まで	1,800																												
21から24まで	1,900																												
号給	月額(円)																												
1から4まで	2,100																												
5から8まで	2,300																												
9から12まで	2,400																												
13から16まで	2,500																												
17から20まで	2,600																												
21から24まで	2,800																												

25から28まで	2,000
29から32まで	2,100
33から36まで	2,200
37から40まで	2,300
41から44まで	2,400
45から48まで	2,600
49から52まで	2,700
53から56まで	2,800
57から60まで	3,000
61から64まで	3,200
65から68まで	3,300
69から72まで	3,400
73から76まで	3,500
77から80まで	3,700
81から84まで	3,800
85から88まで	3,800
89から92まで	3,900
93から96まで	4,000
97から100まで	4,100
101から104まで	4,200
105から108まで	4,300
109から112まで	4,400
113から116まで	4,400

25から28まで	2,900
29から32まで	3,000
33から36まで	3,200
37から40まで	3,300
41から44まで	3,500
45から48まで	3,700
49から52まで	3,800
53から56まで	4,100
57から60まで	4,300
61から64まで	4,500
65から68まで	4,800
69から72まで	4,900
73から76まで	5,100
77から80まで	5,300
81から84まで	5,400
85から88まで	5,500
89から92まで	5,600
93から96まで	5,800
97から100まで	5,900
101から104まで	6,100
105から108まで	6,200
109から112まで	6,300
113から116まで	6,400

117から120まで	4,500
121から124まで	4,600
125から128まで	4,700
129から132まで	4,700
133から136まで	4,700
137から140まで	4,700
141から144まで	4,700
145から148まで	4,800
149	4,900

117から120まで	6,500
121から124まで	6,600
125から128まで	6,700
129から132まで	6,800
133から136まで	6,900
137から140まで	6,900
141から144まで	6,900
145から148まで	7,000
149	7,100

久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第3条 条例第11条に規定する教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 条例第11条第1項第1号イ及びウの業務 勤務1日につき<u>8,000円</u></p> <p>（3）～（5） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第3条 条例第11条に規定する教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 条例第11条第1項第1号イ及びウの業務 勤務1日につき<u>7,500円</u></p> <p>（3）～（5） 略</p> <p>2 略</p>

## 第3期久喜市教育振興基本計画 令和8(2026)年度実施計画(案) 〔修正等箇所新旧対照表〕

No.	基本目標	施策	新(議案)		旧(協議素案)	
			連番	修正後	連番	修正前
1	2	6	138	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取組み 学校の統合等の検討に関する説明会の開催</li> <li>●所管課名 <b>教育総務課</b></li> </ul>	138	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取組み 学校の統合等の検討に関する説明会の開催</li> <li>●所管課名 <b>学校施設課</b></li> </ul>
2	2	7		削除(以降の連番繰り上げ)	156	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取組み 学校給食費補助の実施</li> <li>●取組みの概要 保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、3人目以降の児童生徒の学校給食費を全額補助します。</li> <li>●予算書上の事業名 学校給食費補助事業</li> <li>●所管課名 学校給食課</li> </ul>
3	3	1	180	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取組み 放課後児童対策パッケージに基づく取組の推進</li> <li>●取組みの概要 放課後児童クラブを担当することも未来部と連携し、国の「放課後児童対策パッケージ<b>2026</b>」に基づく取組みを推進します。 (運営委員会定例会4回開催予定)</li> </ul>	181	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取組み 放課後児童対策パッケージに基づく取組の推進</li> <li>●取組みの概要 放課後児童クラブを担当することも未来部と連携し、国の「放課後児童対策パッケージ<b>2025</b>」に基づく取組みを推進します。 (運営委員会定例会4回開催予定)</li> </ul>
4	3	3	199	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取組み 鷺宮催馬楽神楽伝承教室の開催</li> <li>●取組みの概要 国の重要無形民俗文化財である鷺宮催馬楽神楽の後継者の育成を推進するため、伝承教室を開催します。</li> </ul>	200	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取組み 鷺宮催馬楽神楽伝承教室の開催</li> <li>●取組みの概要 国の重要無形民俗文化財である鷺宮催馬楽神楽の後継者の育成を推進するため、<b>教育委員会主催の</b>伝承教室を開催します。</li> </ul>
5	3	3	200	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取組み 指定文化財説明板の設置等</li> <li>●取組みの概要 指定文化財を周知するため、説明板の設置・更新等を行います。</li> </ul>	201	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取組み 指定文化財説明板の設置等</li> <li>●取組みの概要 指定文化財を周知するとともに、<b>所在地での活用を推進</b>するため、説明板の設置・更新等を行います。</li> </ul>
6	3	3	201	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取組み 市指定文化財「吉田家水塚」の公開</li> <li>●取組みの概要 市指定文化財「吉田家水塚」の役割等を周知するため、同文化財を公開します。(日曜日公開)</li> </ul>	202	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取組み 市指定文化財「吉田家水塚」の公開</li> <li>●取組みの概要 市指定文化財「吉田家水塚」の役割等を周知するため、同文化財を<b>適切に</b>公開します。(日曜日公開)</li> </ul>